

# くらしの 情報

令和元年10月1日

## 「年金生活者支援給付制度」 がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

### 対象となる人

①老齢基礎年金を受給している人

次の要件をすべて満たしている必要があります

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

次の要件を満たしている必要があります

- ・前年の所得額が約462万円以下である

### 請求手続き

①平成31年4月1日以前から

年金を受給している人

対象となる人には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月上旬以降順次送付されています。同封のはがき（年金生活支援給付金請求書）を記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に

年金を受給しはじめた人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場税務住民課で請求手続きをしてください。

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意ください。（日本年金機構

や厚生労働省から、口座番号を聞いたり手数料などの金銭を求めたりすることはありません）

【問合せ先】専用ダイヤル

☎0570-0514092

## アルコール・薬物・ギャンブル等

### 家族教室・専門相談

この教室は、参加者どうしの話し合いを通じて、家族自身がゆとりをもって自分らしく過ごすしていくことを目指しています。1人で悩まず、まずは参加してみませんか？

### 家族教室

対象者

家族の飲酒・薬物・ギャンブル等でお困りの人（本人以外）

日時 10月11日（金）

午後1時30分～3時

場所

さわやか会館3階第2研修室  
（鳥取市富安2丁目104-2）

内容

ミニ講話「アルコール・薬物・ギャンブル依存症とは？」

講師

鳥取県アルコール健康障害・薬物依存症支援拠点機関

渡辺病院 山下 陽三先生

林 敏昭看護師

専門相談

対象者

アルコール・薬物・ギャンブル等の問題でお困りの人。本人・家族だけでなく関係者からの相談も受け付けています。

日時 10月11日（金）

午後3時～4時

場所

さわやか会館3階第2研修室  
（鳥取市富安2丁目104-2）

相談担当

鳥取県アルコール健康障害・薬物依存症支援拠点機関

渡辺病院 山下 陽三先生

林 敏昭看護師

【予約・問合せ先】

鳥取市保健所障がい者支援課

☎0857-2215616

